

欧州中央銀行(ECB)による公的セクター債券購入プログラム(PSPP)

欧州中央銀行(以下 ECB)による量的緩和

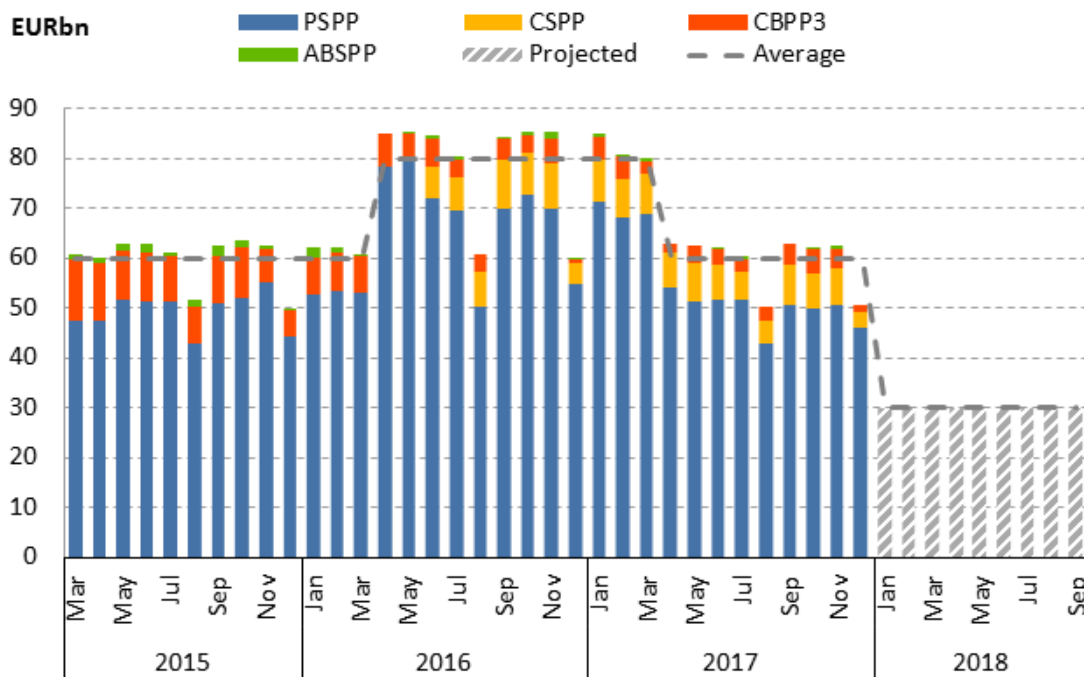
ECB は、2017年10月に以下を決定

- ✓ 資産購入プログラム(以下 APP)の期間を従来2017年12月に終了予定であったものを2018年9月末までに延期
- ✓ 月額の購入額を2018年1月以降600億ユーロから300億ユーロへ減額
- ✓ 結果的に、2,700億ユーロの購入額の増加

1. 購入額の推移

グラフ1:資産購入プログラム(APP)の今後の予想

APP monthly net purchases, by programme

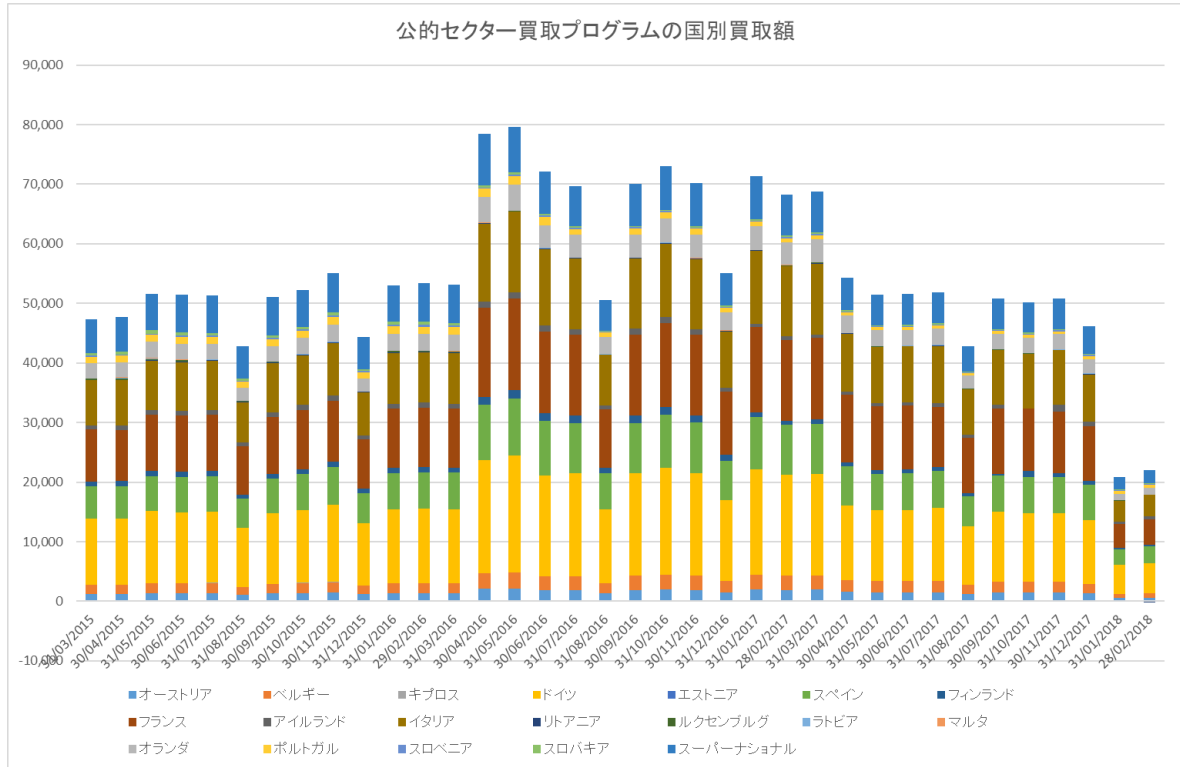


Source: ECB.

ECBの資産購入プログラムは、今月以降現状の半額となる予定。(グラフ1参照)

2月に関しては、218億ユーロとなり、1月に続き、予定以上の減額となった。(グラフ2参照)

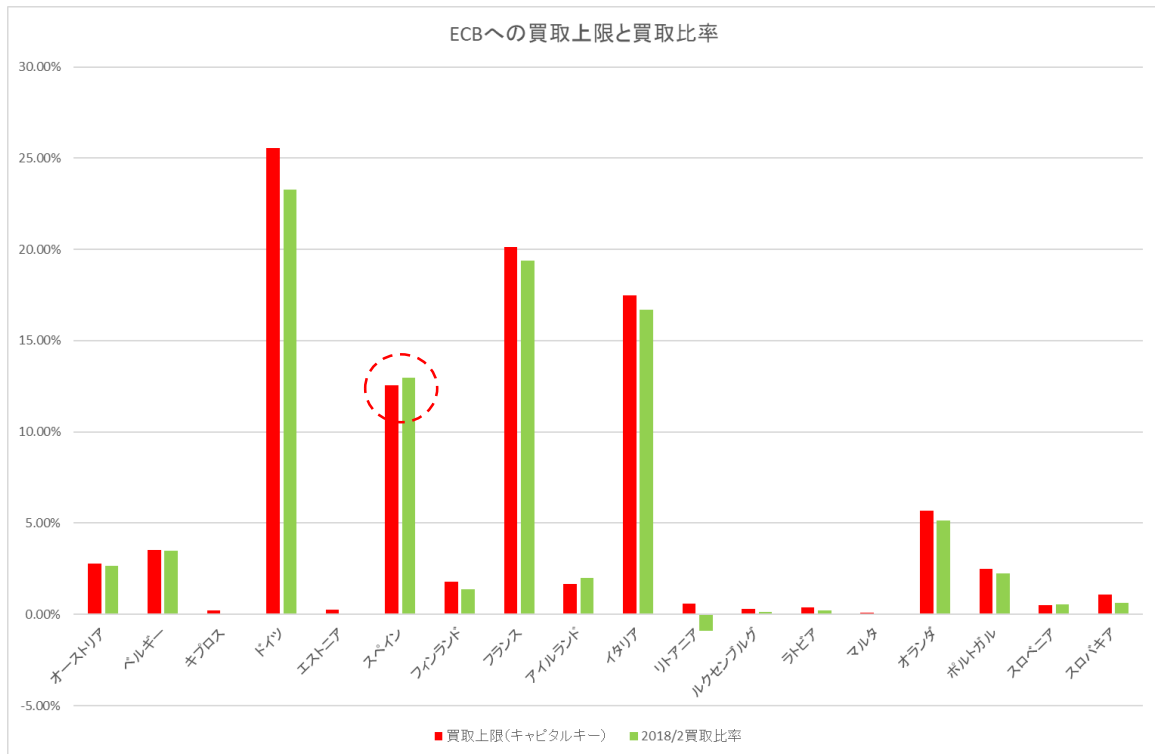
グラフ 2



グラフ 3 は、ECB の APP の各国の買取上限¹と直近の国別購入比率を比較したものだが、前月同様、スペイン国債のみが、上限を上回る購入となった。

¹各国の国債購入に関して、各国の中央銀行による出資比率を上限とするルールを課している

グラフ 3



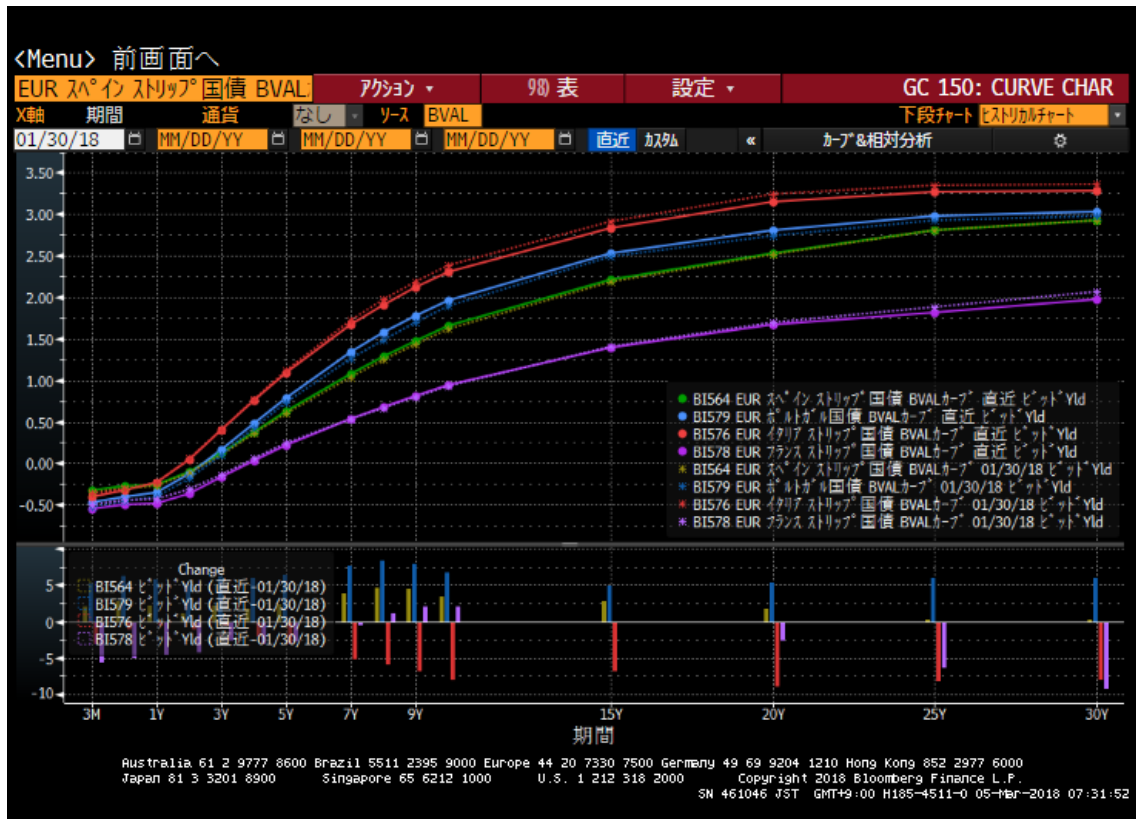
ECB の資料より、当社作成

2. 主要国の債券の金利の状況

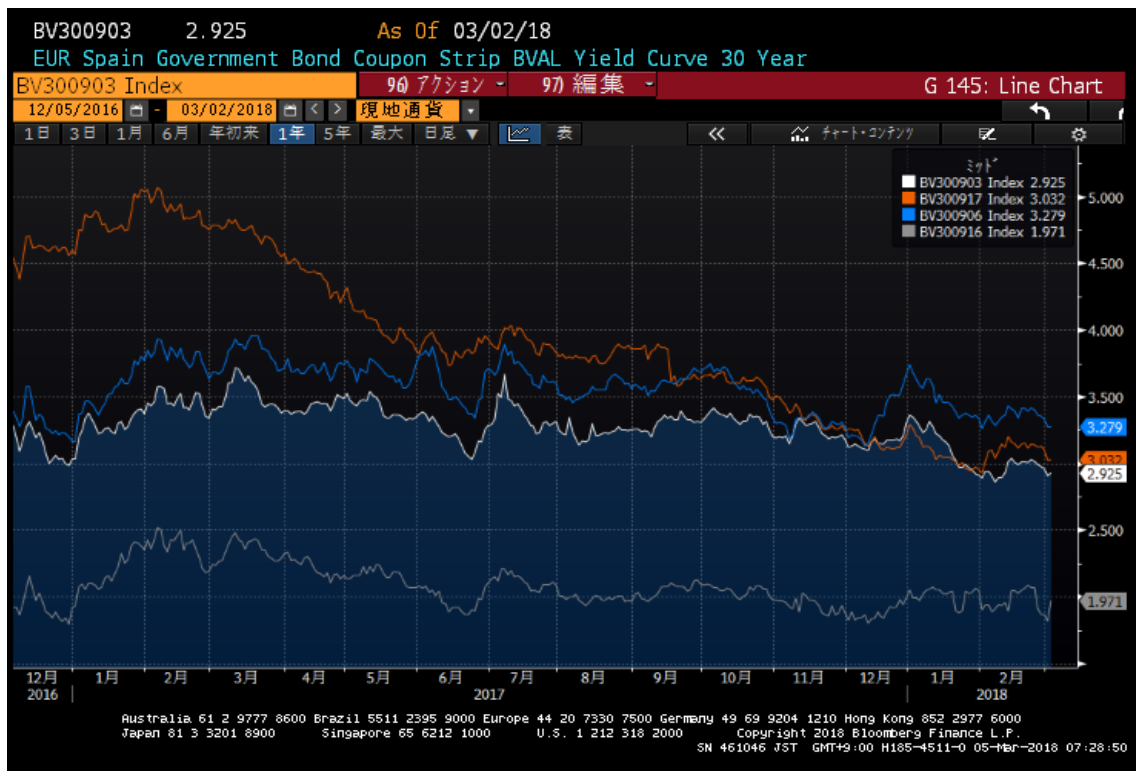
グラフ 4 にある通り、イールドカーブの水準は、前月の水準とほぼ変わっていない。

グラフ 5 は、主要国の超長期債の金利の推移を見たものだが(ポルトガル: オレンジ/BBB-、イタリア: ブルー/BBB、スペイン: 白/BBB+、フランス: グレー/AA)、1月に入り、BBB-のポルトガル国債の金利が、BBB 格のイタリア国債、BBB+格のスペイン国債を下回る水準となっていたものが、スペイン国債の格上げにより、スペイン国債の金利が低下するとともに、ボラティリティが低下している。一方、BBB 格のイタリア国債の金利は、選挙の影響を受け、格付けの低いポルトガルの金利を大きく上回っている点は、注目される。政治の安定が起これば、ポルトガルの金利水準に戻る可能性があることを意味している。

グラフ 4(イールドカーブの推移)



グラフ 5: 主要国の 30 年国債金利推移



3. ユーロ圏のインフレ率

ユーロ圏のインフレ率は、2月の予想で、1月の1.3%から1.2%に下降している。期待インフレ率は、6月まで、低下傾向を示していたものが、7月以降上昇傾向を示していたものの、2月に入って、反転し前月の1.755%から、1.715%へ下落した(グラフ6)。

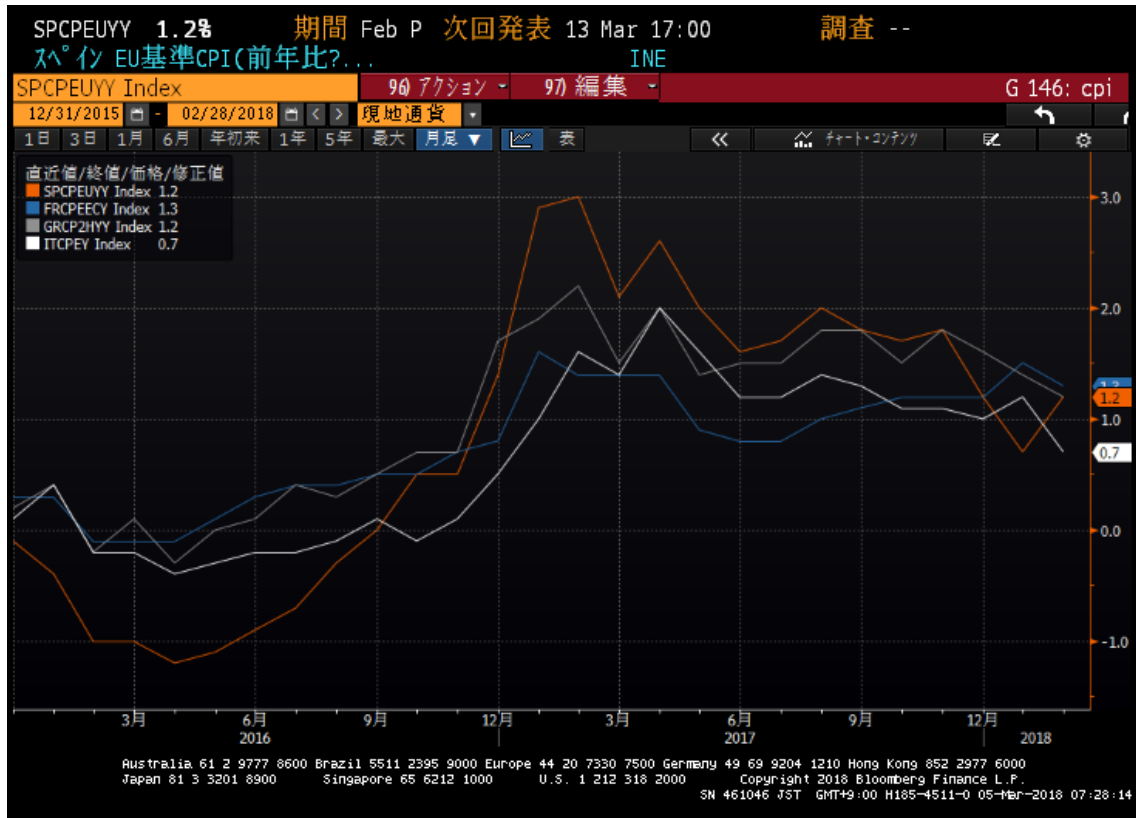
なお、グラフ7はユーロ圏の主要国(スペイン:オレンジ、ドイツ:グレー、イタリア:白、フランス:青)のインフレ率を示しているが、去年の秋以降、各国ともに急激に回復したものの、前月に比べ、各国のインフレ率は、イタリアを除いて、EUの平均値である1.2%程度に収束する傾向を示している。

グラフ6:ユーロ圏の期待インフレ率



出典: bloomberg

グラフ 7: ユーロ圏の主要国のインフレ率



出典: bloomberg

4. スペイン国債の動向

スペイン国債の 2041 年 7 月 30 日満期の価格は、1 月 19 日のフィッチの格上げ(BBB+から A-への格上げ)以降 51 ユーロから 55 ユーロへ上昇している(グラフ 8)。スペイン国債に関しては、今月 23 日に、S&P による見直しのタイミングが来る。現在 S&P は、スペイン国債の格付けを BBB+見通しポジティブとしており、格付の変更があれば、スペイン国債の金利は、A 格圏の国債の金利と同様の水準まで低下する可能性がある。(現状のスプレッド差から考えて 0.4%程度金利が低下する可能性がある。この結果、2041 年 7 月 30 日満期のストリップス債の価格は、59 ユーロ程度となるものと思われる。)

グラフ 8: スペインストリップス国債(2041年7月30日満期)の価格と為替レートの推移



出典: bloomberg

以上

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性に依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品(有価証券を含みますが、これに限られません)の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社および、またはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

商号等 三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 5億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 昭和24年7月
連絡先 03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。